

業務委託特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、三朝町（以下「甲」という。）が実施する、神倉後口山遺跡（上宮周辺）写真測量業務（以下「本業務」という。）に関する諸事項を定める。

(適用)

第2条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか下記により実施する。

- (1) 設計図書
- (2) 業務請負契約書
- (3) 鳥取県制定の「測量業務共通仕様書」を適用する。
- (4) 文化財保護法
- (5) 測量法
- (6) 国土交通省公共測量作業規定
- (7) 著作権法
- (8) その他関係する法令及び規定

(守秘義務)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(諸手続き)

第4条 諸手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 本業務実施に実施するにあたり、乙は甲の指示に基づき作業実施計画書、作業工程表、着手届等、関係書類を提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 測量を実施するため必要な関係官公庁その他に対する手続きは、甲において処理を行うものとする。

(貸与資料)

第5条 乙は、本業務に関する貸与品がある場合は、その取扱いに十分注意する。また、作業完了後は、速やかに貸与資料を甲に返納する。万が一、事故が生じた場合は、乙の責任において修復するものとする。

(疑義)

第6条 乙は、本特記仕様書及び作業等の疑義について事前及び必要に応じて、甲乙両者が協議の上、甲の指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(概要)

第7条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業務名 神倉後口山遺跡（上宮周辺）写真測量業務
- (2) 業務場所 三朝町神倉地内
- (3) 業務内容
 - ア 標定点設置
 - イ 写真測量（面積=294㎡）
 - ウ 写真解析（写真三次元形状復元）
 - エ 写真解析（図化素図作成：オルソ図、コンター図、断面図）
 - オ 校正及び修正
 - カ 図化作業（写真図、等高線図、断面図）
 - キ 既存図面との合成

(業務期間)

第8条 本業務期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

(作業計画)

第9条 作業計画は、写真測量の細部計画を立案し、工程別に作成するものとする。

(現地踏査)

第10条 現地作業の実施にあたって、既設基準点、写真撮影位置の確認、標定点設置位置の選点を行い、現地測量を行う上での問題点を把握する。

(標定点設置)

第11条 標定点を観測するにあたり、測量方式、使用既設点、新設点位置について調査職員と協議を行い、その承諾を得た後、標定点を設置するものとする。

(標定点観測)

第12条 写真測量を実施する区域及びその周辺に設置した標定点を観測するものとする。設置した標定点は、写真解析時のターゲット（写真三次元形状復元時に合成の基準とする点）に使用するものとする。標定点は、既知点より三次元放射トラバース観測を行い、座標（X、Y、Z）を算出するものとする。

- (1) 使用する機械及び器具は検定合格品を使用するものとする。
- (2) 標定点は既設基準点より三次元放射法により設置するものとする。
- (3) 精度は、公共測量作業規定を準用するものとする。
- (4) 既設基準点の資料は、委託者が貸与するものとする。

(写真測量)

第13条 写真撮影にあたっては、以下の条件を満たすものとする。

(1) 撮影用カメラ

写真撮影においては、集石が鮮明かつ正確な画像が取得できる性能を有するカメラ（参考：Canon社 EOS70D）とする。

(2) 撮影条件

- ・撮影範囲は重なりを持たせ、オーバーラップ60%、サイドラップ30%を標準とする。
- ・同時調整計算で必要となる標定点は、撮影画像上で明瞭に判読できるものとする。
- ・地上解像度は1cm以下とし、縮尺 1:50以上を確保するものとする。ただし、成果品に掲げた出力図の作成に足るものであること。

(3) 撮影検査（再撮影）

- ・撮影終了後、速やかに写真三次元形状復元を行い、三次元閲覧ソフト上において、回転・拡大・縮小機能を用いてデータの欠落等の監修をし、再撮影の有無を決定するものとする。

(写真解析（写真三次元形状復元）)

第14条 写真測量により取得した大量のデジタル静止画像について、高密度ポイントクラウド（※1）、テクスチャーポリゴンモデル（※2）、ジオリファレンスオルソモザイク（※3）やDSM/DTM（※4）データの自動生成を扱えるもの（参考：Agisoft社 Metashape）又はそれと同等以上の性能を有するソフトを使用し、測量範囲の三次元形状復元を行うものとする。

※1 高密度三次元点群

※2 テクスチャーポリゴンモデルは平面の画像をモデルに貼り付けること。

※3 オルソは、写真上の像の位置ズレをなくし空中写真を地図と同じく、真上から見たような傾きのない、正しい大きさと位置に表示される画像に変換（以下、「正射変換」という）したもの。

※4 DSMは地表面とその上にある地物表面の標高からなる三次元データのことで、建物や樹木等の高さを含む。DTMは地表面の標高からなる三次元データのことで、建物や樹木等の高さは含まない。

(写真解析)

第15条 写真解析した三次元モデルより、図化素図（オルソ図、コンター図、断面図）等を作成するものとする。

(校正及び修正)

第16条 校正及び修正は、図化素図に基づき、速やかに甲の校正を受け、甲の指示により修正するものとする。

(図化作業)

第17条 甲による校正及び修正した図化素図より成果図面を作成するものとする。

図化作業は以下のとおりとする。

(1) 写真図

- ・ 成果品図面作成時の図郭割り及び装飾は、調査員と協議の上決定するものとする。
- ・ 縮尺は、1/50とする。

(2) 等高線図

- ・ 成果品図面作成時の図郭割り及び装飾は、調査員と協議の上決定するものとする。
- ・ 精度は、下記のとおりとする。

ア 標高点の高さ…主曲線間隔の1/4以内

イ 等高線…等高線間隔の1/2以内

ウ 等高線の間隔…0.25m

エ 縮尺…1/50

(3) 立面図

- ・ 成果品図面作成時の図郭割り及び装飾は、調査員と協議の上決定するものとする。
- ・ 縮尺は、1/50とする。

2 整飾は、次のものを表示する。

(1) 表題 (図面)

(2) 発注機関名及び受託者名

(3) 縮尺及び方位

(4) バースケール

(5) 遺跡名及び集石名

(6) 測量年月日

(7) 測量方法

(成果品)

第18条 成果品は、次のとおりとする。

(1) 測量成果簿

(2) 写真図、等高線図、立面図

(3) 撮影データ

(4) デジタルデータ (CADデータ、PDF、画像等)

(5) その他業務の目的を達成する為に必要となった資料、図面、データ一式

第3章 その他

(契約変更)

第19条 本業務に関し甲の指示した内容等に変更があった場合には、両者協議の上、契約変更を行うものとする。

(資料の提出)

第20条 業務期間内において調査員が資料提出を求めた場合には、乙は速やかにこれに応じるものとする。

(検査後の修正)

第21条 本業務に関する成果品について、検査終了後に不備がある場合には乙の責任において無償で修正すること。